

経営者のための やさしい企業年金教室

平成29年8月29日

23 時限目：確定拠出年金の拠出規制期間が年単位化に

平成28年6月3日公布の「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」で改正された事項のうち、今回は「拠出規制期間の年単位化」を取りあげます。

現在、拠出限度額は月額単位で規定されており、掛金は毎月拠出するものとされています。これが平成30年1月から「1年間に拠出できる総額」が掛金限度額となり、拠出も「年1回以上定期的に拠出」に変わります。1年間とは12月から翌年11月までで、これを「拠出単位期間」と言います。中途半端な感じがしますが、確定拠出年金の掛金は翌月末日までに納付することになっていますので、納付月ベースでは1月から12月までの12カ月間（暦年）となります。

また、拠出単位期間を細分化して、「拠出区分期間」を設けることができます。この期間を1カ月とすれば、現在と同様、毎月拠出が可能となり、6カ月とすれば年2回となります。加えて、期間は必ずしも等間隔にする必要はありません。例えば、7カ月と5カ月と定めることもできます。さらに、事業主掛金と加入者掛金

（マッチング拠出）で、別々の期間を設けることもできます。なお、掛金の拠出は、原則として拠出区分期間の最終月の翌月に行います。

現在の拠出限度額は、確定給付企業年金など他の企業年金がなく、個人型DCにも加入していない場合には、月額55,000円です。これが年単位化されると月額の1.2倍、66万円が限度額となります。従来とあまり変わらないと思われるかもしれませんが、年単位化することにより次の様なメリットが生じます。

例えば、現在の掛金が月額3万円だとすると、限度額との差額25,000円が使い残しとなっています。これが年単位化されると、使い残しを翌月以降に繰り越すことができるようになり（ただし、拠出単位期間をまたがって繰り越すことはできません）、ボーナスでまとめて拠出ということができるようになります。6カ月ごとにボーナスが出るとすると、最高で15万円（25,000円の6カ月分）の拠出が可能となります（下図参照）。

また、ある月に拠出漏れが生じた場合、現在は後からの拠出はできませんが、年単位化され

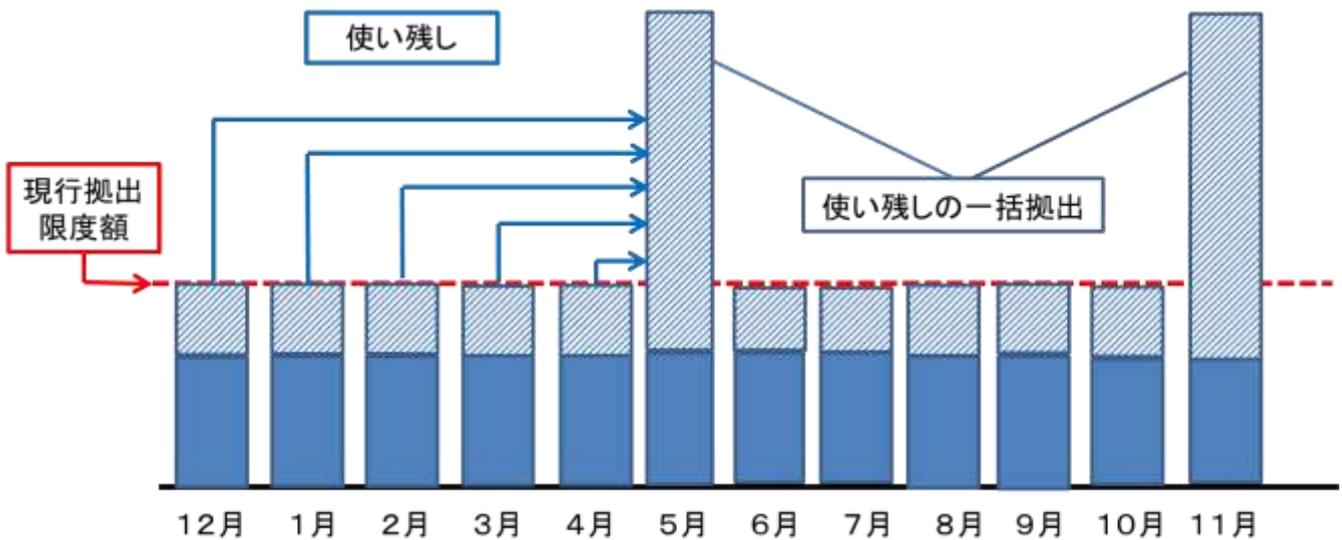
経営者のための やさしい企業年金教室

れば、繰り越した拠出限度額の範囲内で後日拠出することが可能になり、使い勝手が一段と向上します。

拠出額と限度額に差が生じ、使い残しがある場合には、制度の見直しを検討することをお勧め

めします。
◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 葉山 俊夫

<掛金の使い残しを一括拠出>



※拠出単位期間ベース、納付月ベースでは1月～12月(暦年)となる